令和２年度第３回市川市教育振興審議会

令和２年１０月１２日(月)10時00分～

市川市役所第1庁舎5階 第2委員会室

次　　第

１　調査審議

（１）市川市学校環境基本計画について

２　その他

はじめに

- 学校を取り巻く社会の変化
- 育成すべき子どもたちの資質・能力
- 計画策定の必要性

新しい時代に求められる学校教育の在り方（市川市が目指す教育）

- 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育
- 一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育
- 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

市川市の取り組み

- 教育の接続化
- 教育の共有化
- 個に応じた指導の充実
- 調和の取れた子どもの育成

（ソフト）学校教育の在り方

新しい時代に求められる学校施設（学校環境の在り方）

- 小中一貫教育を推進する施設
- 規模が適正化された施設
- コミュニティ・スクールを推進する施設
- 教育資源の複合化・共同化に資する施設

学校施設整備の前提となる条件

学校施設の役割と整備の方向性

- 高機能かつ多機能で変化に対応した施設
- 多様な学びを促す施設
- 安全でゆとりと潤いのある施設
- 地域の核となる施設
- 教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設整備の条件

（ハード）学校施設

「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

- 計画の見直し

市川市学校環境基本計画（案）

１．はじめに

学校を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化などによって、大きく、また急速に変化している。

このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあって、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育んでいくことが重要である。

このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切である。

これまでの学校環境の整備は、大規模な財政支出を伴うため、整備された環境に合わせて教育の在り方が議論されることが少なくなかった。しかしながら、教育の在り方という目的を達成する手段として施設整備等が行われる政策体系を確立することが、より高い教育的効果の実現を可能とするものである。

このため、「市川市学校環境基本計画」を策定し、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進することとする。

２．新しい時代に求められる学校教育の在り方（市川市が目指す教育）

学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、本市が教育を進める上で重要視する３つの考え方に沿って、新しい時代に求められる学校教育の在り方を整理した。

（１）多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

変化の激しいこれからの時代においては、他と同じことを重んじる、画一的・均一的な社会から多様性を認め合う、全員参加型社会への変革が求められている。

このため、学校教育においては、性別や国籍、障がいの有無、不登校経験の有無等の違いを超えて、多様な経歴を持った人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められている。

また、障がい等の状況に応じて、適切に合理的配慮が行われるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた教育を進め、学校全体で子どもの特別なニーズに対応するインクルーシブ教育システムの構築を推進する必要がある。

（２）一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成する観点から、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要となる。

このため、学校教育においては、多様な子どもたち一人一人の状況や特性に応じたきめ細かい最適な学びの実現が求められており、ICT 環境や先端技術の効果的活用により、学習の個別最適化を図るとともに、異年齢、異学年などとの多様な協働学習を実現するための新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育 9 年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた学びの実現も求められている。

（３）学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を越えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通して、各学校段階の教育が連携・補完することで、次の学校段階で生かされるなど、学びと育ちの連続性が強く求められている。

このような教育は、家庭・学校・地域の連携・協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや子どもの成長を軸に地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域の教育力をつなげ、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要がある。

また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力をどのように育成するのかを、教育課程において明確化しながら、社会との連携・協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

３．市川市の取り組み

本市では、「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」を基本理念として教育を進めてきた。

このため、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、基本理念を踏まえた取り組みを基盤として学校環境の整備を図っていくことが重要である。

（１）教育の接続化

本市では、学びと育ちの連続性を大切にして個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育を進めており、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するなど、小中一貫教育の推進に取り組んできた。

新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、今後も小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して教育を進めていく必要があり、義務教育９年間を見通した指導体制の構築など、小中一貫教育の推進が重要である。

（２）教育の共有化

本市では、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育を進めており、すべての学校にコミュニティ・スクールを導入するとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を設置するなど、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進めてきた。

今後も、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が重要である。

（３）個に応じた指導の充実

本市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院児のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院内）や中学校の夜間学級を開級するなどして、一人一人の教育ニーズに応じた教育を進めてきた。

また、少人数指導の拡充やライフカウンセラーの配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた指導の充実を図ってきた。

新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、今後も一人一人の教育ニーズに応じた教育の推進が重要である。

（４）調和の取れた子どもの育成

本市では、感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てるために、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みや読書教育の推進、ヘルシースクールなどの健康教育の取り組みを通して、知・徳・体をバランスよく身に付け、調和の取れた子どもの育成を進めてきた。

今後も変化の激しい時代に適応して、たくましく生きる力を育む教育が重要である。

４．新しい時代に求められる学校施設（学校環境の在り方）

新しい時代に求められる学校施設は、市川市が目指す教育及び市川市の取り組みを踏まえて、その在り方を明確にすることが肝要であるが、その場合、個別の学校施設における特定の条件から捉える考え方と、市内全体の学校施設に及ぶ広範的な条件から捉える考え方に整理する必要がある。

このため、計画では、教育行政における統一的な条件として、市内全体の学校施設に及ぶ広範な在り方をまず整理し、それを踏まえて、学校施設の役割と整備の方向性を明らかにすることとする。

（１）小中一貫教育を推進する施設

本市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針（令和元年 11 月策定）」を定め、義務教育学校の設置を推進している。

そこで、義務教育９年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるとともに、小・中学校の一致を目的として就学校指定に係る制度を整理するなど、小中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進める必要がある。

（２）規模が適正化された施設

本市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針（平成 30 年 3 月策定）」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間を基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

このため、通学区域や就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進める必要がある。

（３）コミュニティ・スクールを推進する施設

コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤として、中学校ブロックを中心とした協働体制の整備が重要であり、その具現化に向けた施設整備を進める必要がある。

（４）教育資源の複合化・共同化に資する施設

施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、市川市では、「市川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めている。

学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針（平成 17 年 10 月策定、平成 29 年 11 月改定）」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携・協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきた。

一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められる。

このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進める必要がある。

５．学校施設の役割と整備の方向性

（１）高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習内容や学習形態を実施できる環境を整えるとともに、ICT を基盤とした、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備する。

（２）多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境等を整え、多様な学びを促す施設を整備する。

（３）安全でゆとりと潤いのある施設

すべての児童・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備えた環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備する。

（４）地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備する。

（５）教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、児童・生徒が学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもある。

このことから、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員がリフレッシュや連携・情報交換等ができる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備する。

６．「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

変化の激しい時代にあって、求められる学校教育や学校環境は、刻々と変わっていく。

この前提の基、本計画は、現状において最善のものを整理した。今後は、学校教育における不易と流行を見極めながら、未知の状況においても可変的なマインドの下で、不断の見直しを行っていくことが重要である。

以上

教育振興審議会・教育委員の意見と反映箇所

No.	意見	反映箇所
1	「一人一人の状況」とあるが、状況に加えて「個々の持っている特性」もあるのではないか。	2ページ 5行目
2	これからの時代には個別最適化された学びは、重要であり、具体的な取り組みを進めていく必要がある。 例えば、コロナ対策で実施したユーチューブ授業を個々の児童・生徒に対応した学びにまで進化させることや学年を超えて授業を実施するなど、様々な取り組みを実践していく必要がある。	2ページ 5行目～9行目
3	将来的な児童生徒数の減少が想定されている中で、少人数での特色ある授業の実施など、思い切った教育方法の実現に期待したい。	2ページ 7行目～9行目
4	個別最適化された学びは、現行制度の中で、工夫をして行うものなのか、制度を見直した上で行うものなのか前提を整理する必要がある。制度の見直しが必要であれば、国へ提言することも考えられる。	2ページ 7行目～9行目
5	幼児教育の無償化が始まる中で、義務教育と幼児教育との連携・接続についても進めてもらいたい。	2ページ 12行目～15行目
6	教科担任制や指導方法などを小中学校で連携してよいところを補いながら進めていく必要がある。それにより、市川市独自の取り組みの可能となると考える。	2ページ 12行目～15行目
7	「一人一人に応じたきめ細かい最適な学び」などを実践する上で、子どもの『違い』を家庭・学校・地域で共有していくこと重要である。	2ページ 16行目～19行目
8	「学校環境」とは、どのようなものか定義した方がよい。	3ページ 29行目～35行目
9	義務教育学校をいくつか配置し、そこでパイロット的な取り組みを進めることで、市川市の教育の核となるような体制づくりを進めることも考えられる。	4ページ 4行目～7行目
10	これからの教育の流れとして、義務教育9年間の連続性をベースとした教育の展開が必要である。	4ページ 4行目～7行目

No.	意見	反映箇所
11	コミュニティ・スクールの活動が今後の取り組みに繋がっていくとよい。	4ページ 17行目～19行目
12	中学校ブロックごとに地域がまとまるのはよい。	4ページ 18行目～19行目
13	この時期に計画を策定するのであれば、コロナやGIGAスクールも意識した内容としたほうがよい。	4ページ 34行目～36行目 5ページ 26行目～28行目
14	ホームルーム方式や教科教室方式といった教室の在り方を検討する必要がある。	5ページ 2行目～5行目
15	小中学校では、同じ学びを提供することが前提となるが、学校の特色づくりにも取り組む必要がある。	5ページ 13行目～16行目
16	英語教育やICT授業など新しいものが導入されることで教員の負担は大きくなっている。負担を減らす工夫を講じていく必要がある。	5ページ 19行目～22行目
17	教員の専門性を育成していく必要がある。	5ページ 19行目～22行目
18	変化の激しい時代にあって、教育に求められるものも刻々と変わっていく。 計画については、現状で最善のものを整理した上で、変化へは柔軟に対応するという考え方をとったほうよい。	5ページ 25行目～28行目
19	「学校教育の在り方」と「学校体制」については、明確に分類することができず、含まれる部分がある。 構成を見直した方がよい。	構成を見直しました。
20	参考資料として、国や市の計画等がまとめられているが、県がない。各レベルで整理したほうがよい。	参考資料に県の計画を追加しました。

・・・教育委員の意見

審議資料４

「市川市が目指す学校環境」　【参考資料】

１．新しい時代に求められる学校教育の在り方

① 学習指導要領 <文部科学省>…P1

② 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ） <文部科学省>…P2

③ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） <中央教育審議会>…P3

④ 千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>…P4

⑤ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>…P6

２．新しい時代に求められる学校環境を実現するための「市川市が目指す学校環境」

（１）学校体制

① 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申） <中央教育審議会>…P7

② 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申） <中央教育審議会>…P8

③ 千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>…P9

④ 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針 <市川市教育委員会>…P10

⑤ 市川市立義務教育学校の設置に関する方針 <市川市教育委員会>…P11

⑥ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>…P12

（２）学校施設

① 小・中学校学校施設整備指針 <文部科学省>…P13

② 千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>…P14

③ 市川市公共施設等総合管理計画・公共施設個別計画 <市川市>…P15

④ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>…P16

※該当箇所を抜粋したものを掲載しています。

１－① 学習指導要領 <文部科学省>

＜前文＞

これからの学校には、教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

１－②新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）　<文部科学省>

＜（２）新時代に求められる教育とは>

【公正に個別最適化された学び ～誰一人取り残すことなく子供の力を最大限引き出す学び～】

子供の多様化に正面から向き合うことが、新たな時代においてはますます重要となる。

現状においても、不登校等の理由によって、他の子供とともに学習することが困難な子供の増加、自閉症スペクトラム（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）といった発達障害の可能性のある子供や、特定分野に特異な才能を持つ子供など、多様な特性を持った子供が同じ教室にいることが見受けられる。

また、国内に在留する外国人の増加に伴い、日本の公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に在籍する子供の中で、日本語指導が必要な子供も大きく増えている。

このような多様な子供が誰一人取り残されることなく未来の社会で羽ばたく前提となる基礎学力を確実に身に付けるととともに、社会性・文化的価値観を醸成していくことが必要である。

このためには、知・徳・体を一体的に育む日本の学校教育の強みを維持・発展させつつ、多様な子供の一人一人の個性や置かれている状況に最適な学びを可能にしていくこと、つまり、「公正に個別最適化された学び」を進めていくことが重要である。

１－③ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について ＜中央教育審議会＞

＜第８章＞

子供一人一人の発達をどのように支援するか－子供の発達を踏まえた指導－

資質・能力の育成に当たっては、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていくことが重要となる。

各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子供たちの一人一人の発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義を捉え直し、充実を図っていくことが必要となる。

また、個々の子供の発達課題や教育的ニーズをきめ細かに支えるという視点から、特別支援教育や、日本語の能力に応じた支援等についても、教育課程や各教科等の関係性を明確にしながら、充実を図っていくことが求められている。

あわせて、不登校児童生徒について、個々の児童生徒の意思を尊重しつつ、保護者及び関係機関と連携を図り、その社会的な自立に向けて必要な支援を行うことや、夜間中学に通う生徒に対する教育も重要である。

１－④ 千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>

＜施策１ 人生を主体的に切り拓くための学びの確立＞

子供たちには、複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の３つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

今後の社会においては、「人生 100 年時代」到来への対応や、超スマート社会（Society5.0）の実現が特に重要なテーマになります。特に、人生 100 年時代と言われる長寿化にあっては、学校教育を終了した後の時間がより長くなることから、学校教育の段階で、生涯にわたる学習者の育成、つまり、必要に応じて自発的・自主的に学習することができる資質・能力を子供たちに身に付けさせることが重要です。そのためには「楽しく」「豊かな」学習環境を保障し、子供たちの学習意欲を引き出すことが求められます。このことは、子供たちの学力向上を図るうえでも非常に重要です。

また、変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められます。

さらに、子供たちに、全ての学習活動の基盤として、言語能力や情報活用能力を育成する必要があります。そのためには、社会全体で積極的に読書活動を推進していくとともに、

学校の生活や学習においても、日常的にＩＣＴの活用を推進することが求められます。

あわせて、グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成することが求められます。

＜施策５　人間形成の場としての活力ある学校づくり＞

平成 29 年に小・中学校、平成 30 年に高等学校の各学習指導要領が改訂されました。この新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

１－⑤ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>

＜方針１＞

【感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる】

未来へ向かって成長し、未来を担う子どもに、これからの社会をよりよく生きていくことができる力を育むことは、大変重要なことです。

複雑で予測が困難である社会にあっては、変化を前向きに受け止め、自らの生涯を切り拓く力強さと、他者と協働してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。

このため、強い意志を持って主体的に学び、考え、行動する力と、豊かな人間性を備えた、これからの社会をたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

市川市の進める教育政策を確かなものにするためには、より多くの人の教育への参画が必要です。このため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、十分に連携・協働をして、幅広い教育機能の活性化を図ります。

２－⑴－① 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申） <文部科学省>

＜１　義務教育の目的・目標＞

教育基本法では「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められるとともに、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が定められている。

また、平成２０年に告示された学習指導要領においても、小学校学習指導要領に参考として中学校学習指導要領の全文が記載され、中学校学習指導要領にも参考として小学校学習指導要領の全文が記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。

こうした中、小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育９年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきている。

２－⑴－② 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）<中央教育審議会>

＜第２節　これからの学校と地域の連携・協働の在り方＞

学校と地域住民等が、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく。

地域に一部の人々だけが参画し、協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていく。

また、子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築する。

一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、子どもたちも地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方の関係づくりを推進する。

２－⑴－③　千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>

＜施策５　人間形成の場としての活力ある学校づくり＞

各学校において、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教職員が多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むことができるよう、チームとしての学校を実現する体制を構築することが必要です。

このため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入の拡充や運営の充実など、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進めることが求められます。

＜施策８　家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進＞

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子供たちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。全ての子供が適切な家庭教育を受けることができるよう、親の学びや育ちを支援するとともに、家庭と地域をつなげるなど、家庭教育の更なる充実を図ることが求められます。

さらに、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培うためには、学校だけではなく、家庭・地域において多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていくことが必要です。このため、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携・協働して、子供たちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

２－⑴－④ 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針

＜市川市教育委員会＞

＜小・中学校の連続性について＞

本市では多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している現状がある。

これからの学校の教育条件の維持向上を図るためには、小・中学校の通学区域は一致していることが望ましいと考える。

そのため、校舎の建て替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討する。

また、通学区域の弾力的運用として、本市では小・中学校ともに指定校変更制度を設けているが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度のあり方については見直しを進めていく。

２－⑴－⑤ 市川市立義務教育学校の設置に関する方針 <市川市教育委員会>

＜（２）義務教育学校の設置＞

「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫・連携教育を進めるため、市全体の状況を踏まえ、条件（学校規模、通学区域、学校施設など）の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する。

義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校と同等のカリキュラムの基で、小中一貫教育を推進する体制を整える。

２－⑴－⑥ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>

＜目標５　家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を推進する＞

教育は、家庭・学校・地域の相互の取組によって担われるものであり、子どもは、社会全体で育まれる。

これまでも、学校は、家庭や地域との連携を図り、人々の積極的な協力を得て、さまざまな教育活動を実践してきた。

今、学校が教育目標を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、保護者や地域の方々とともに子どもを育てていくという視点に立つことが重要である。

そのために、これまで教育委員会が進めてきた家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」をさらに継続・発展させる。

今後、より一層、保護者や地域の方々と目標やビジョンを共有し、家庭の役割や責任を明確にした具体的な連携を強化するとともに、地域と連携・協働し、地域と一体となって子どもを育む、地域とともにある学校への転換を進める。

２－⑵－① 小・中学校学校施設整備指針 <文部科学省>

＜第１節 学校施設整備の基本的方針＞

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態や ICT を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し更に今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

児童・生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性, 防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また, 児童・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所（ 以下「避難所等」という。）としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。

２－⑵－②　千葉県教育振興基本計画 <千葉県教育委員会>

＜施策５　人間形成の場としての活力ある学校づくり＞

本県では、令和元年９月から 10 月にかけて、記録的な暴風雨となった台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨が連続して発生し、県内の広範囲に甚大な被害を与えました。今回の災害を踏まえ、学校における安全教育・防災教育を更に充実するとともに、学校は、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の老朽化対策等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが求められます。

２－⑵－③ 市川市公共施設等総合管理計画・公共施設個別計画 <市川市>

＜１．基本方針等＞

老朽化や財政負担、人口構成の変化などの公共施設に係る課題に対応するため、公共施設等の適正配置を進めることで、行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとするという考えのもと、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する。

学校は築年度や資産価値を踏まえて、順番に建替えを行う。

建替えに併せて、将来の児童・生徒数に応じた適正な施設規模となるように、減築・増床・統合などを行う。

２－⑵－④ 市川市教育振興基本計画 <市川市教育委員会>

＜目標１２　安全・安心で充実した教育環境を実現する＞

学校の教育環境の安全性を高めるとともに、地域全体で子どもの安全を確保することが重要である。

そして、学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所となることから、安全性の確保が重要である。

また、子どもが安心して学校生活を送るためには、いじめの根絶が不可欠であるが、ネット上のいじめなどの陰湿ないじめにより、発見が遅れる傾向も見られる。

教育委員会では、安全で質の高い教育環境の整備や子どもが安心して遊べる環境づくりを推進する。

また、いじめの防止及び早期発見・解消に向けて、積極的な認知と情報共有を徹底する。

家庭・学校・地域が一体となって取り組み、安全・安心で充実した教育環境を実現する。